

## 資料4

## 法務省の人権擁護機関における「性的マイノリティ」に関する人権擁護活動

## 人権啓発

- 「性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つに掲げて人権啓発活動を実施
- 性的マイノリティをテーマとする人権啓発動画をYouTube法務省チャンネルで配信
- 性的マイノリティに関するリーフレット・DVDの作成・配布
- 特設サイト「Myじんけん宣言・性的マイノリティ編」を開設し、企業等で行われている性的マイノリティに関する様々な取組を紹介（令和5年3月～）
- 人権擁護委員や地方公務員等に対する性的マイノリティに関する研修会等の開催

## 人権相談

全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において、法務局職員や人権擁護委員が、性的マイノリティの方々からの人権相談を含む各種人権相談に応じている。電話やSNS（LINE）、インターネットによる相談も可能。



人KENまもる君 人権イメージキャラクター人KENあゆみちゃん

## 人権侵犯事件の調査救済

人権相談等を通じて、性的マイノリティの方々に関する事案を含め、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。